HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	集団的紛争の効率的解決に向けたドイツの試み ： 指針裁判手続（Leitentscheidungsverfahren）の導入
Author(s)	伊藤, 隼
Citation	北大法学論集, 76(1-2), 33-67
Issue Date	2025-07-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95802
Type	departmental bulletin paper
File Information	02_Ito_lawreview_76_1_2.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　　説

集団的紛争の効率的解決に向けたドイツの試み

―― 指針裁判手続（Leitentscheidungsverfahren）の導入 ――

伊　藤　　隼

目　次

Ⅰ．はじめに
Ⅱ．指針裁判手続について
　1．前提事項
　2．立法経緯
　3．立法理由
　4．論者の評価
　5．第1号事案
Ⅲ．検討
　1．指針裁判手続の構想と当事者の処分権
　2．指針裁判の（事実的）効力と手続保障
　3．想定される負担軽減の程度
　4．対象になる法律問題の範囲
Ⅳ．おわりに

Ⅰ．はじめに

消費者紛争や環境紛争においては、顕在的・潜在的な利害関係人が多数に上り、これらの者によって共通の事実関係および法律問題に基づく複数の訴訟が同時にまたは順次に提起される事態は珍しいことではない。これは裁判所の側から見れば、それらの逐一の解決あるいは処理の

ために、幾度となく同様の判断を迫られ得ることを意味し、何らかの手を打たない限り、純粋に負担の増加につながることとなる。場合によっては、裁判所の間で判断が分かれ、救済に著しい差異が生じるなどして、司法に対する国民の信頼が揺らいでしまう可能性も否定できない[1)]。

とはいえ、そういう弊外に鑑みて、すべての（少なくとも顕在的な）利害関係人の関与を必要的として、紛争の一回的解決を図るのも必ずしも現実的とは思われない。利害関係人が数千、数万を数えるケースも想定され、そのような場合に全員を把握して当事者の地位を与えるべきとする――漏れがあれば究極的には訴えが不適法になるとみる――と、不可能を強いることともなりかねず、仮にそこまでではなくても、相当の時間と費用とを要するうえに、手続が非常に重いものとなるのは想像に難くない[2)]。そうだとすると、実践的には、個別訴訟を許容しながら裁判所の負担軽減と判断の可及的な統一とを模索するのが、相対的に無理の少ない解決策であり得ることとなろう。

---

1) 当事者の利益保護の観点から言っても、同一の問題について裁判所の判断が区々になる事態は、（法的には織込み済みであるとしても、）実際上望ましいものとはいえないであろう。

2) 判決効の拡張による対応も考え得るが、共通の事実関係および法律問題にかかる（理由中の）判断に拘束力を認めないと意味が乏しいし、第三者の手続保障をいかに図るかがいずれにせよ問題になろう。本稿の直接の対象ではないものの、この文脈では、最近の投資家ムスタ手続法（KapMuG）の改正による方針転換が興味深い。旧規定では、ムスタ手続の対象たる特定の確認目的に依存する係属中の同種の手続すべてが職権で中止されて、ムスタ裁判は中止された（全部の）手続との関係で広く拘束力をもつものとされていた（旧８条・22条）。これに対して、新規定では、同種の手続の中止はもっぱら当事者の申立てを前提とすることとなり、ムスタ裁判はそのようにして中止された（一部の）手続との関係でのみ拘束力をもつものとされた（新10条・25条）。このようなオプト・イン型の規律の採用の背景には、膨大な関係人の存在によって手続の効率的な追行が著しく阻害されているのでその数を減らす必要があるとの認識があるが（BT-Drucks. 20/10942, S. 25 f.）、これは視角を変えれば、そのような弊害に鑑みて、関連紛争の一回的（・画一的）解決の要請を一定範囲で後退させて、個別訴訟の続行を望む当事者の意思を尊重するという選択がなされたことを意味するといえる。

大量の個別訴訟の提起に伴う裁判所の負担の増加は、言うまでもなく、わが国に特有の問題ではない。後に詳しく見るように、ドイツでも、フォルクスワーゲン社（以下「VW」という）の排ガス不正事案[3]等において、多数の同種の訴訟が提起されたにもかかわらず、最上級審レベルの判断がなかなか示されなかったために、下級裁判所が（拠るべき道標のないまま）多大な労力の投入を迫られ、司法の機能不全が憂慮される事態を経験することとなったといわれている。

このような危機への対策として、最近ドイツで導入されたのが、連邦通常裁判所（以下「BGH」という）における指針裁判手続（Leitentscheidungsverfahren）である。本稿は、この制度について紹介するとともに、その検討を通じて、集団的紛争の効率的解決の（望ましい）在り方について示唆を得ることを目的とする[4]。なにぶん新しい制度であるため、今後も議論が積み重ねられていくものと思われるが、在外研究中[5]に生じた注目すべき深い動きであるとともに、ドイツの近年の関心を伝える格好の素材であると考えられるので、取り急ぎ筆を執ることとした次第である[6]。

---

3) ドイツにおいては „Abgasskandal“ „Dieselskandal“ あるいは „Dieselgate“ などと呼ばれている。

4) ここまでの叙述から明らかなように、本稿で主として念頭に置かれる集団的紛争は、個々の利害関係人の被害が（個別訴訟の提起が割に合う程度に）割合高額である場合――高田裕成教授のいう「多数多額被害タイプ」――である。集団的紛争の類型については、高田裕成「集団的紛争における判決効」新堂幸司編代『講座民事訴訟 6 裁判』（弘文堂、1984）177頁、178-179頁のほか、伊藤眞『民事訴訟の当事者』（弘文堂、1978）101-104頁、高橋宏志「紛争解決過程における団体」『岩波講座基本法学 2 団体』（岩波書店、1983）287頁、297-304頁参照。

5) 筆者は2023年10月から（2025年８月までの予定で）ボン大学において在外研究に従事している。

6) 本稿の執筆に当たり参照したインターネットの情報の最終アクセス日は2025年３月25日である。

Ⅱ．指針裁判手続について

指針裁判手続は、2024年10月24日成立、同30日（官報）公布、同31日施行の「連邦通常裁判所における指針裁判手続の導入のための法律[7]」１条によるドイツ民事訴訟法（以下「ZPO」という）の改正によって新設された。以下では、関係する条文と制度の大まかな構想とを描写したうえで（→１）、立法経緯・立法理由をやや詳しく採り上げる（→２、３）。その後、この制度に対する論者の暫定的な評価を確認し（→４）、最後に、指針裁判手続の指定のなされた第１号事案について紹介することとしたい（→５）。

１．前提事項

指針裁判手続は、いわゆる大量手続（Massenverfahren）――「多数の同種の（＝本質的に同様の事実関係および法律問題にかかる）事案に関係する訴訟」などと定義される[8] ――において、BGHが早期に確実に基本的な法律問題について見解を明らかにし（て法形成[9]・法統一の機

---

[7] Gesetz zur Einführung eines Leitentscheidungsverfahrens beim Bundesgerichtshof, BGBl. I 2024 Nr. 328.

[8] *Deutscher Richterbund, Arbeitsgemeinschaft Massenverfahren*, Vorschläge zur besseren Bewältigung von Massenverfahren durch die Justiz, (2022 https://www.drb.de/fileadmin/DRB/pdf/Stellungnahmen/2022/Loesungsvorschlaege_AG_Massenverfahren.pdf), S. 7. この定義に基本的に従うものとして、*Lerch/Valdini*, Herausforderungen an den Zivilprozess bei Massenverfahren, NJW 2023, S. 420, 420 Rn. 1; *Lerch*, Stellungnahme zum Antrag der CDU/CSU, S. 1 Rn. 1（後注24）参照）。

[9]「法形成（Rechtsfortbildung）」の語は多義的であるが、本稿では、法律の文言を超えて新たな法規範・法制度を創設する場合にとどまらず、法律の文言の枠内で新たな解釈を提示する（ことで規範を形成する）場合まで含む（訴訟法的な）意味で用いる。*Felix Maultzsch*, Streitentscheidung und Normbildung durch den Zivilprozess, Tübingen 2010, S. 23 ff. にいう「規範形成（Normbildung）」に対応するが、この語は（わが国では）未だやや耳慣れないもののように思われたため、意味するところを補足しつつ、より一般的な語をベースにすること

能を果たし）て、下級裁判所に道標を与えることで、他の訴訟のスムーズな解決を可能とし、負担の軽減を図るものである。関係する条文としては、ZPO 552b条・565条・148条４項がある。試訳を掲げたうえで[10]、制度の内容をスケッチしておこう。

ZPO 552b条

上告の提起する法律問題の裁判が他の多数の手続にとって重要である場合には、上告裁判所は、上告に対する答弁（Revisionserwiderung）の到達後又は上告理由の送達から１か月の経過後[11]、決定で、当該上告手続を指針裁判手続に指定することができる。この決定は、事実関係及びその裁判が他の多数の手続にとって重要な法律問題の説示を含むものとする。

ZPO 565条

⑴　指針裁判手続に指定された上告が実質的な理由の付された判決の言渡しなく終了した場合には、上告裁判所は、決定で、指針裁判をする。この決定は、口頭弁論を経ないでする。

⑵　決定には、次に掲げる事項を記載する。

１．上告が終了したことの確認

２．第552b条による決定に掲げられた法律問題に対する指針裁判

⑶　決定には、理由を付さなければならない。理由付けは、重要な法律問題の裁判のための検討に限らなければならない。

とした。なお、「法形成」という訳語を充てているのも、従前の議論との兼合いで分かりやすさにおいて分があると考えたからにすぎず、筆者として（最もよく体を表すものと考えて）これに積極的にコミットしようという趣旨ではない。„Rechtsfortbildung“ の用語法あるいは訳語の問題については、北村幸也『裁判と法律のあいだ』（成文堂、2020）17頁以下参照。

[10] 試訳に際しては日本語としての自然さを優先したため、文の構造は元のドイツ語と必ずしも同じではない。

[11] この期間は、附帯上告期間（ZPO 554条２項２号）に合わせたものである（附帯上告期間が経過したタイミングで指針裁判手続の指定が可能になる）。Vgl. BT-Drucks. 20/8762, S. 14.

ZPO 148条

(4) 裁判所はさらに、訴訟の裁判が上告裁判所に係属中の指針裁判手続の対象とされた法律問題に依存する場合には、当事者の意見を聴いて、指針裁判手続の終結まで弁論を中止することを命ずることができる。〔ただし〕、当事者の一方が中止に異議を述べ、かつ、これについて重大な事由を疎明した場合には、中止はなされてはならない。〔以下略〕

上告の提起する法律問題が他の多数の同種の事案において広く問題になり得る性質のものである（がゆえに重要である）場合には、BGHは係属中の上告手続を指針裁判手続に指定することができる（ZPO 552b条）。そしてその指定をしたときは、BGHは、上告手続が当事者の意思によって――上告取下げ[12]、和解等によって――終了した場合でも、その法律問題について見解を示すこととなる（ZPO 565条）。明文規定はないものの、指針裁判手続の指定の裁判も、指針裁判も、憲法上の要請として、適当な方法で、遅滞なく公開することが予定されている[13]。指針裁判は手続的拘束力は有しないが、下級裁判所および公衆にとって規準（Richtschnur）・手引（Orientierung）としての意味をもつものとされる[14]。BGHの見解を考慮できるように、下級裁判所は、指針裁判手続の対象たる法律問題が自らの裁判の前提問題である場合には、当事者の一方が重大な事由を疎明して異議を述べない限り、手続を中止することができる（ZPO 148条4項）。

---

[12] 念のため付言すれば、ドイツにおいては、（2013年10月10日の改正法の施行日である）2014年1月1日以降、被上告人が口頭弁論において本案について弁論をした後は、原理的な（勝訴）判決の取得に対する利益に鑑み、上告取下げに被上告人の同意を要するとされている（ZPO 旧565条2文、現555条6項）。

[13] BT-Drucks. 20/8762, S. 15. そこで参照されている連邦行政裁判所の判例（*BVerwGE* 104, 105, 108 f.）によれば、「すべての裁判所は……憲法上、その裁判体の裁判を公衆に公開する任務を負う。この点で、裁判所の裁判の公開は公的任務（öffentliche Aufgabe）である。これは、その公開について公衆が利益を有し、又は有し得るすべての裁判に及ぶ」とされる。

[14] BT-Drucks. 20/8762, S. 1, 10 f., 15.

2．立法経緯[15)]

（1）ドイツ裁判官協会の提案

指針裁判手続の元となった構想は、2022年5月13日にドイツ裁判官協会の大量手続ワーキンググループ（Deutscher Richterbund, Arbeitsgemeinschaft Massenverfahren）が公表した「司法による大量手続のよりよい処理のための諸提案[16)]」の中で示されたものであった[17)]。背景としては、次のような事情が語られている。すなわち、投資家あるいは（VWの）ディーゼルカー購入者の損害賠償請求とか保険会社に対する請求とかの事案では、裁判所が本来のキャパシティを優に超えて対応を迫られるほど多数の訴訟が提起されている。その種のケースに特化した弁護士事務所等が特定の状況にある消費者を積極的に募集している現状に鑑みれば、このような傾向の終焉は全く見通せない。しかるにそうした事案では、個々のケースとの関連の乏しい膨大かつ乱雑な書面・データが提出されるうえ、期日にはしばしば知識も権限も乏しい代理人が出てくるだけである。かくして、大量手続に携わる裁判官の仕事は、一方では（膨大な記録から個々のケースの特性を発見・評価する必要性ゆえ）非常に時間のかかるものに、他方では（同種のケースの数の多さゆえ）著しく単調かつ冗長（monotoner und redundanter）なものになり、

---

15) 以下の叙述に際しては、*Gregor Albers*, Kampf ums Recht? Massenverfahren und Rechtsverwirklichung im Lichte der neusten Gesetzgebung, JZ 2024, S. 261, 267 f. を参照した。

16) *Deutscher Richterbund*, Arbeitsgemeinschaft Massenverfahren, a.a.O.（Fn. 8）. この諸提案は、その悲観的な現状描写から、「絶望の文書（Dokument der Verzweiflung）」とも呼ばれる。Vgl. *Plog*, Stellungnahme zum CDU/CSU-Antrag, S. 5（後注24）参照）.

17) 2021年6月に開催された第92回司法大臣会議（92. Konferenz der Justizministerinnen und Justizminister: JUMIKO）でも、大量手続にかかる基本的な法律問題の最上級審による迅速な解明のための方策が俎上に載ったが、そこで第一次的な選択肢として想定されたのは、（すぐ後に見る）先決裁定手続であって、指針裁判手続ではない。Vgl. JUMIKO-Beschluss, TOP I. 10（https://www.justiz.nrw.de/sites/default/files/imported/files/2021-06/TOP-I_-10---Vorabentscheidungsverfahren.pdf）.

ただでさえ困難な後進の獲得への影響が懸念されるほどである。大量手続に時間がとられるようになると、他の手続に用い得る時間は減ることとなり、重要な手続が遅延し、事件処理における従前のような高い質的水準が保てなくなるおそれもある[18]、と。

このような状況にあって、大量手続がもたらす弊害を可及的に除去すべく、種々の提案がなされるのであるが、ここでは指針裁判手続との関係で重要と思われるもののみ紹介する。第一に、BGHにおける先決裁定手続（Vorabentscheidungsverfahren）である[19]。大量手続の裁判にとって決定的な基本的な法律問題について、下級審が上告審に予め付託（Vorlage）して解釈を示してもらうことで、その負担を軽減することを狙いとする[20]。第二に、上告手続の終了にもかかわらず上告審が重要な法律問題について判断できるようにする制度――これが直接に指針裁判手続に連なる――である。上告審ではしばしば、敗勢を悟った当事者がBGHの判断を免れるために上告取下げ、和解等に打って出る事態――「上告からの逃走（Flucht aus der Revision）[21]」と呼ばれる――が生じるが、これでは重要な法律問題についてBGHの解釈が示されず、法的安定性が損なわれかねないので、客観的な解明の利益がある場合には、BGHがいずれにせよ当該法律問題について判断できることとするものである[22]。第三に、中止の規定の拡充である。下級審の裁判が先決

---

18) *Deutscher Richterbund, Arbeitsgemeinschaft Massenverfahren*, a.a.O.（Fn. 8）, S. 5–7.

19) ここにいう先決裁定手続は、EU 運営条約（AEUV）267条に倣ったものである。同条によれば、条約の解釈に関する問題または EU の機関（Organ）、組織（Einrichtung）その他の官署（Stelle）の行為の有効性および解釈に関する問題が構成国の裁判所に提起された場合には、当該裁判所は、それについての裁判が判決の言渡しのために必要であると考えるときは、当該問題を欧州司法裁判所に裁判のために付託することができる（１、２項）。

20) *Deutscher Richterbund, Arbeitsgemeinschaft Massenverfahren*, a.a.O.（Fn. 8）, S. 14.

21) この現象について、vgl. *Stefan Klingbeil*, Die Flucht aus der Revision – Zum Problem der Verhinderung von Grundsatzentscheidungen in Zivilsachen, GVRZ 2019, S. 14, Rn. 8.

22) *Deutscher Richterbund, Arbeitsgemeinschaft Massenverfahren*, a.a.O.（Fn. 8）,

裁定手続または上告手続で判断される法律問題に依存する場合には、(当事者の意思にかかわらず) 手続を中止し得ることとして、上告審の判断を待って下級審が判断できるよう取り計らうものである[23]。

(2) CDU/CSU による議案の提出

これらの提案は、ドイツキリスト教民主同盟・バイエルンキリスト教社会同盟の統一会派 (CDU/CSU) によって採り入れられ、2023年2月7日に「民事司法の崩壊を防ぐ－大量手続の処理のための有効な規律を創る (Kollaps der Ziviljustiz verhindern – Wirksame Regelungen zur Bewältigung von Massenverfahren schaffen)」と題する議案[24] として提出された。

(3) 連邦政府草案とその修正

2023年6月14日に連邦司法省草案 (Referentenentwurf: RefE)[25] が示された後、同年8月16日に連邦政府草案 (Regierungsentwurf: RegE)[26] が公

S. 18 f.

[23] *Deutscher Richterbund, Arbeitsgemeinschaft Massenverfahren*, a.a.O. (Fn. 8), S. 15.

[24] BT-Drucks. 20/5560. 要求のうち1、3、4が、先に採り上げたドイツ裁判官協会の提案にほぼ対応する。なお、この議案に対する公聴会が2023年5月10日に行われたが、議論の拡散の防止のため、詳細には立ち入らない。そこで述べられた意見 (https://www.bundestag.de/ausschuesse/a06_recht/anhoerungen/940868-940868から閲覧・ダウンロードできる。引用は「*意見者名*, Stellungnahme zum Antrag der CDU/CSU, 該当箇所」の形による) には、指針裁判手続に関係する限りで、後に暫定的反応を紹介する際に併せて触れる。

[25] https://www.bmj.de/SharedDocs/Downloads/DE/Gesetzgebung/RefE/RefE_Leitentscheidungsverfahren.pdf?__blob=publicationFile&v=3. 連邦司法省草案に対して寄せられた意見 (https://www.bmj.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/DE/2023_Leitentscheidungsverfahren.html から閲覧・ダウンロードできる。引用は「*意見者名*, Stellungnahme zum RefE, 該当箇所」の形による) には、行論に必要な範囲で、後に暫定的反応を紹介する際に併せて触れる。

[26] https://www.bmj.de/SharedDocs/Downloads/DE/Gesetzgebung/RegE/

表されたが、そのタイトル（Entwurf eines Gesetzes zur Einführung eines Leitentscheidungsverfahrens beim Bundesgerichtshof）に現れているように、先の諸提案のうち、そのまま採り上げられたのは、指針裁判手続の導入だけであった。下級裁判所の手続の中止に関する規定の拡充も盛り込まれているものの、両当事者の同意が（積極）要件とされ、裁判所の一存では行えなくなっている点で重要な変更を被っている[27]。背景には、民事訴訟の根幹を成す当事者主義（Parteimaxime）への配慮があり、当事者は、望むならば、BGHによる法律問題の解明を待つことなく、可及的に迅速に自らの争訟について裁判を要求できてしかるべきと説明されている[28]。

連邦政府草案に対しては、2023年12月13日に公聴会が行われたが[29]、とりわけ異論が強かったのが、下級裁判所に係属中の並行訴訟（Parallelverfahren）の中止について両当事者の同意を要するとされている点であった[30]。細部のニュアンスはやや異なるが、そこにおいては大局的には、BGHの裁判を手がかりとして下級裁判所がスムーズに裁判できるようにする――それによって負担を軽減する――との狙いが当事者の一方の意向によって妨げられることとなるのは妥当でないという

RegE_Leitentscheidungsverfahren.pdf?__blob=publicationFile&v=2. ただし、本稿での引用は、（すでにそうしているが、）内容の充実度に鑑み、2023年10月11日の連邦議会資料（BT-Drucks. 20/8762）をベースに行う。

27) BT-Drucks. 20/8762, S. 7, 10, 14.

28) BT-Drucks. 20/8762, S. 24. この説明は、手続の休止と当事者の同意とをリンクさせると下級裁判所の負担軽減という目的が大きく損なわれかねないので両当事者の同意要件は削除すべきとする連邦参議院の意見（S. 22 f.）に対する反論として述べられたものである。

29) 連邦政府草案に関する公聴会で述べられた意見（https://www.bundestag.de/ausschuesse/a06_recht/anhoerungen/978300-978300から閲覧・ダウンロードできる。引用は「*意見者名*, Stellungnahme zum RegE, 該当箇所」の形による）には、ここでは最低限の言及にとどめて、後に暫定的反応を紹介する際に改めて触れることとしたい。

30) *Allgayer*, Stellungnahme zum RegE, S. 9; *Bruns*, Stellungnahme zum RegE, S. 9; *Legal Tech Verband Deutschland*, Stellungnahme zum RegE, 3 b); *Deutscher Richterbund*, Stellungnahme zum RegE, II. 4, III. 2.

認識が示されているといえる[31]。もっともこれに対しては、同意を要しないとなると当事者は異議を述べる機会のないまま自己の手続の遅延を甘受せざるを得なくなる[32]、指針裁判に（手続的）拘束力がないことからして（も）BGHの判断を待つか否かを当事者が吟味できるようにすべきである[33]、などとして、当事者主義の尊重の観点から、草案に賛成する向きも見られた[34]。

こうした意見を踏まえて、法務委員会は、手続の中止の規定に関して、当事者の意見聴取を必要的としつつ「当事者の一方の反対＋重大な事由の疎明」を消極要件とすべきとの修正勧告を行った[35]。大量手続における下級裁判所の負担軽減という目的に鑑みて、両当事者の同意までは要求しないこととする一方で、（差し迫った倒産のおそれ、高齢などといった事情によって）重大な不利益が見込まれる場合には、例外的に中止できないこととして、バランスを図る趣旨である[36]。そしてそれに従い、修正勧告通りの規定が設けられる形で決着を見た。

最終的に出来上がった条文の内容は先に掲げたとおりである[37]。下級裁判所の負担軽減のため、より早い段階でBGHの立場を明らかにできるようにすべきとの提案も依然としてあったものの、容れられるところとはならなかった。結果として、BGHは、（従前の審級制度の下で）上告がなされた機に、上告手続の終了を望む当事者の意思にもかかわらず、

---

31) 両当事者の同意に基づいて手続を中止（休止）する可能性はZPO 251条1文によって実際上すでに認められているので、連邦政府草案の規定ではほぼ利点がないとも指摘されている。*Allgayer*, Stellungnahme zum RegE, S. 7; *Bruns*, Stellungnahme zum RegE, S. 9; *Deutscher Richterbund*, Stellungnahme zum RegE, II. 4.

32) *Bundesrechtsanwaltskammer*, Stellungnahme zum RegE, S. 3.

33) *Rentsch*, Stellungnahme zum RegE, S. 6.

34) *Allgayer*, Stellungnahme zum RegE, S. 10は、これにさらに応じて、当事者は手続の進行に関して原則として決定できないので、同意を不要としても当事者主義は本質的な影響を受けないという。

35) BT-Drucks. 20/13025, S. 4 f.

36) BT-Drucks. 20/13025, S. 12.

37) Ⅱ 1参照。

重要な法律問題について見解を示すことができるようになったが、それが限度であって、およそ上告の提起を待たずして抽象的に法律問題について判断する権限までは与えられなかったこととなる。

3．立法理由

以上のような経緯で成立を見た指針裁判手続は、いまいちど立法理由を繙けば、大量手続における裁判所の負担軽減を狙いとしている。典型例として想定されているのは、VWの排ガス不正事案とか消費者契約――フィットネススタジオの利用契約、保険契約、銀行契約等――における不当条項が問題になる事案とか、要するに、同種の請求にかかる多数の個別訴訟が提起され（得）るケースである。これらにおいては、多くの場合、重要な法律問題が共通しているので、BGHの解釈が示されれば、それに基づいて、下級裁判所に係属する同種の訴訟の裁判がスムーズに下され得ると見込まれる[38]。にもかかわらず、従前の規定では、上告取下げ等がなされた場合には、BGHは（実質的な）裁判をすることができなかったため、下級裁判所は新たな手続に常に手を焼いていた。このような状況を打破すべく、当事者の処分によって上告が終了した場合でも重要な法律問題についてBGHが解釈を示すことができるように、指針裁判手続を導入することとしたというのである[39]。根底には、上告は特に法形成および法統一に資するものであって、BGHは上告取下げ等がなされてもなお、そういう使命を果たせてしかるべきとの考慮がある[40]。

---

[38] Beschluss der Präsidentinnen und Präsidenten der Oberlandesgerichte, des Kammergerichts, des Bayerischen Obersten Landesgerichts und des Bundesgerichtshofs im März 2023（https://oberlandesgericht-oldenburg.niedersachsen.de/download/193163/Beschluss_Massenverfahren.pdf）, III. は、VW の排ガス不正事案では、実際、BGH の裁判の後、その評価に基づいて、多数の手続が第一審・第二審において速やかに終結を見ることとなったと述べる。

[39] BT-Drucks. 20/8762, S. 1, 10.

[40] BT-Drucks. 20/8762, S. 14. 念のため付言すれば、指針裁判手続によって大

繰返しになるが、指針裁判は手続的拘束力をもつものではなく、その契機となった（終了した）上告手続にも何ら影響を及ぼさない。しかしながら、上告審の判決が（仮に下されていれば）いかなる内容だったはずかを明らかにすることで、下級裁判所および公衆に規準・手引を提供し、法的安定性（の確保）、効率的な手続、裁判所の負担軽減に資することとなると考えられている[41]。なお、立法者のイメージでは、BGHに複数の上告手続が係属した後、その中から、（未解決の法律問題に対する幅広いスペクトルを提供する）指針裁判をするに相応しいものが選択される想定である[42] [43]。制度の導入後､年間約25個の指針裁判が下され、平均的なケースでは、１個の指針裁判によって平均2000個の手続で訴え／上訴の提起が断念されたり裁判外で紛争が解決されたりして、訴訟費用と弁護士費用とが20％ほど節約できると見積もられている[44]。

４．論者の評価

指針裁判手続は緒に就いたばかりの制度であるが、その内容あるいは

量手続が迅速に処理されるようになれば、裁判所の負担軽減とともに、利害関係人の救済の早期化につながり得るが、BGH の示す見解は有利・不利を問わず道標として働くので、その意味で、利害関係人の実体的な保護の充実を企図した制度とみることはできない。ただし、指針裁判に基づいた（合理的な）行動選択がなされれば、時間・コストの節減という効果が多かれ少なかれ利害関係人にも生じることとはなろう。

41) BT-Drucks. 20/8762, S. 1 f., 10 f., 15.

42) BT-Drucks. 20/8762, S. 1, 10, 14.

43) Vorwerk/Wolf/*Kessal-Wulf*, BeckOK ZPO, 56. Ed., 2025, § 552b Rn. 5は、BGH は裁量により相応しいと思われる手続を選択できるとしつつ、その際の基準として、①どの手続で他の多数の手続にとって重要な法律問題が全面的に提起されているか、②どの手続でその問題に可及的速やかに答えられるか、③上告手続が実質的な理由の付された判決によらずに終了する危険があるか、という３点を挙げる。Zöller/*Feskorn*, Zivilprozessordnung, 35. Aufl., Köln 2024, § 552b Rn. 5は、これらのうち、第一の観点が適当な基準であるが、第二の観点も考慮要素たり得るとする。

44) BT-Drucks. 20/8762, S. 12.

コンセプトに対しては、裁判所サイドの歓迎ムードとは裏腹に、立法過程から現在に至るまで、どちらかというと懐疑的な論調が目立っているように見受けられる。今後の運用次第で大勢が入れ替わる可能性は留保しなければならないが、現状いかに評価されているのか、理論的・実践的に興味を引く論者の指摘をいくつかピックアップして紹介することとしよう。

（1）抽象的法律問題への照射の問題

指針裁判手続はその契機となった（終了した）手続とは無関係に法律問題について判断しようとするものであって、これによって具体的な争訟の裁判と抽象的な法形成とが切り離される――裁判官の活動の重心が前者から後者に移る――ことから、伝統的な民事訴訟とは異質であると評される[45]。このことに関して、そのような抽象的・一般的な法形成は（そもそも、どこまで）司法の任務なのか、それは立法者の任務ではないのかという根源的な問いが生じるとともに、憲法上予定されている権力分立との関係で緊張を孕むと指摘される[46]。併せて、当事者において、自己の訴訟が重要な法律問題の解明あるいはより早い（好ましい）訴訟の作出のための手段と化しているといった印象を抱くこととなって、司法に対する国民の信頼が揺らがないかが危惧されている[47]。

---

[45] *Bruns*, Stellungnahme zum RegE, S. 7 f.; *Thomas Riehm*, Massenverfahren und kein Ende?, JZ 2024, S. 945, 947. なお、リームはつとに *Riehm*, Stellungnahme zum Antrag der CDU/CSU, S. 6 ff. Rn. 15 ff., insbes. S. 14 f. Rn. 42 ff. において、（先決裁定手続を中心としつつ）指針裁判手続について（も）論じているが、内容の充実度に鑑み、本稿ではもっぱら前者（JZ 掲載のもの）を参照することとしたい。

[46] *Bruns*, Stellungnahme zum RegE, S. 7 f.; *Riehm*, a.a.O.（Fn. 45）, S. 948. 裁判官による法形成の文脈ではつとに、具体的な事案（の蓄積）から得られた豊富な経験・情報によってこそ最上級審の判例は立法者より怜悧たり得るという観点から、争訟の裁判と法形成とを切り離すことに対する懸念が表明されていた。比較的近時のものとして、*Maultzsch*, a.a.O.（Fn. 9）, S. 252 ff., 332; *Beate Gsell*, Zivilrechtsanwendung im Europaischen Mehrebenensystem, AcP 214（2014）, S. 99, 134 f.

[47] *Lerch/Valdini*, a.a.O.（Fn. 8）, S. 421 Rn. 8; *Lerch*, Stellungnahme zum

（2）事実関係・事実認定への繋留

指針裁判に際しては、基礎になる事実認定の再検証がなされないために、不正確な事実関係に関して判断がなされて、結果として、下級裁判所が誤導される危険性があるといわれる。また、個別のケースの全事情の価値的な評価を要求するために具体的な事実関係から切り離して解答できない法律問題――故意による良俗違反が存在するか、フライトのキャンセルが特別の事情に起因するか、プライベート健康保険の保険料の調整に十分な理由があるか、等――については、並行訴訟で事実関係の詳細が新たに明らかになるたびに新たな評価が必要になって、指針裁判が通用しなくなる可能性があると指摘される[48]。

（3）拘束力・作用にかかる構想に対する疑問

指針裁判は何らの手続的拘束力をもたないものの、下級裁判所および公衆に対して規準・手引を提供することとなるというのが立法者の想定であるが、このようなコンセプトに対しては、拘束力はないといいながら、明らかに後訴への作用を予定している点で、支離滅裂（schizophren）であるとの批判がある[49]。またそもそも、BGHの裁判は都度の訴訟の当事者間においてのみ拘束力を有し得るはずであるとの観点から、にもかかわらず、指針裁判が当事者を超えた作用をもつとされていることに疑問を差し挟むものもある[50]。

Antrag der CDU/CSU, S. 13 Rn. 40.

[48] *Riehm*, a.a.O.（Fn. 45）, S. 948. ただし、原文の理路がやや判然としないように思われたため、筆者なりに再構成した。基礎になる事実認定の正確性の保障が十分でないにもかかわらず、指針裁判が（過大な）影響を及ぼしてしまい得ること、および、不特定概念／規範的要件に関しては、その評価（当てはめ）に際してあらゆる事実の総合考慮が必要となるという特性上、指針裁判が潜在的に脆弱性を抱えること、を説くものとして理解できるであろう。

[49] *Riehm*, a.a.O.（Fn. 45）, S. 948.

[50] *Gesamtverband der Deutschen Versicherungswirtschaft*, Stellungnahme zum RefE, S. 2.

（4）第三者の手続保障に関する懸念

指針裁判には法的な拘束力はないとはいえ、想定される後の訴訟に対する影響に鑑みて、第三者の手続保障に留意すべき旨の指摘は多い。例えば、将来の判例への作用が意図されているのであれば、指針裁判手続への参加は不可能なので、裁判の質と正当性とを担保すべく、利害関係人の利益が代表される必要があるとするもの[51]、指針裁判の波及効（Ausstrahlungswirkung）に巻き込まれ得る外部の者のために論拠を提出する（アミカス・ブリーフ、法務官（Generalanwalt）[52]のような）手段が存在せず、BGHが自己の創意のみに基づいて判断を下さなければならないことから、重要な事実的観点が見逃されるおそれがあり、法的審問の保障に関して憂慮されるとするもの[53]、被告は一般に指針裁判に大きな意義を見いだすが原告はそうではない――個人的な経済的利益が前面に出てくる――と述べつつ、この非対称性を除去するために、利害関係を有する第三者が参加できるように、また、参加せずともアミカス・キュリエとして専門知識を提供できるようにすべきとするもの[54]、指針裁判手続に指定されなかった他の手続の当事者は、（自己の手続が終了していないがゆえに、）その結果に、したがって、BGHに法的な論拠を聞いてもらうことに関心を有するので、BGHは、これらの者に法的審問を保障すべきとするもの[55]、等がある[56]。

---

[51] *Riehm*, a.a.O.（Fn. 45）, S. 948.

[52] 法務官とは、欧州司法裁判所において、中立・独立の立場から、事件について理由付の意見――拘束力はない――を述べる、裁判所の補佐官である（EU条約（EUV）19条２項、EU 運営条約（AEUV）252条）。

[53] *Riehm*, a.a.O.（Fn. 45）, S. 948.

[54] *Verbraucherzentrale Bundesverband*, Stellungnahme zum RefE, S. 2. ただし、指針裁判に際しては口頭弁論は開かれないので、ここを動かさないままで、仮に参加が認められたとして、実際にどれほどの訴訟行為をすることができるかは疑わしい。

[55] *Bundesrechtsanwaltskammer*, Stellungnahme zum RefE, S. 6.

[56] *Bundesrechtsanwaltskammer*, Stellungnahme zum RefE, S. 5は、併せて、当事者との関係について、立法者は指針裁判手続によって当事者の訴訟上の権能が制約されるわけではないという理解に立っていると解されると述べつつも、その手続が、爾後、司法の負担軽減という公益に資することとなる点に鑑み、

（5）当事者のプレゼンス・主体性の低下[57)]

指針裁判手続においては、当事者の処分にもかかわらずBGHが法律問題について判断することとなることから[58)]、その役割の軽視につながる懸念があるといわれる。上告手続の続行が望まれないのは、しばしば、下級審の認定が実体的に不十分だからであるが、そういう事態は（個別のケースでは甘受すべきであっても）指針裁判の基礎とするには相応しくない[59)]。「上告からの逃走」は、上告審の判断を受けるのに最善の――他の同種の事案を最もよく代表する――ケースを待つ意味をももつもので[60)]、BGHの裁判の方向づけ機能（Orientierungsfunktion）にとって一律に目的に反するとはいえない。にもかかわらず、指針裁判手続は、そうした選択の可能性を当事者から奪うこととなる[61)]、というのである。

対象ケースの選出に先立って、関係する当事者に法的審問を保障すべきとする。

57) ドイツにおいては、地方裁判所以上の裁判所で弁護士強制が妥当することに注意されたい（ZPO 78条1項）。

58) ここに処分権主義の制約を見て取るかは見解が分かれる。*Lerch*, Stellungnahme zum Antrag der CDU/CSU, S. 4 Rn. 13は、指針裁判手続によって当事者の選択が手続の進行にとって何らの役割を果たさなくなるとすれば、処分権主義の余地はもはや大きくないという。これに対して、Beschluss der Präsidentinnen und Präsidenten der Oberlandesgerichte, des Kammergerichts, des Bayerischen Obersten Landesgerichts und des Bundesgerichtshofs im März 2023, a.a.O.（Fn. 38）, VII. は、上告取下げ（等）によって訴訟を終了させるのは変わらず上告人の自由なので、指針裁判手続は処分権主義に触れるものではないとみる。

59) このような場合にはそもそも上告を提起しなければよいのではないかという疑問があり得ようが、実際問題としては、例えば、後に（上告審係属中に）新たな知見がもたらされ、下級審での認定が現状に即さなくなることもあると考えられる。そういう可能性（＋指針裁判手続の指定の可能性）まで見越して上告を提起すべきかを決すべきとの立論はなお不可能ではないが、将来の潜在的な事情（変更）を視野に入れよというのはいささか酷な要求ではなかろうか。

60) 最上級審の判断までの「待ち時間（Wartezeit）」が長くなれば、さらなる事実関係を掴んで訴訟に持ち込める可能性がもたらされ、典型的には、原告とその代理人とに有利に働くこととなるとされる。

61) *Lerch/Valdini*, a.a.O.（Fn. 8）, S. 422 Rn. 13; *Lerch*, Stellungnahme zum Antrag der CDU/CSU, S. 5 Rn. 15; *Riehm*, a.a.O.（Fn. 45）, S. 948 f.

関連して、指定を急ぐあまり不十分な資料に基づいて指針裁判がなされて、それが結果として広汎な作用を及ぼしてしまうおそれが指摘されるほか[62]、そもそもの問題として、（下級裁判所に係属中のもの等まで含めた）紛争の全体像を必ずしも把握していないBGHに適切な事案の選択は可能なのかという疑問も呈されている[63]。

（6）下級裁判所の役割の軽視

指針裁判手続のコンセプトとして、下級裁判所は特定の法律問題の裁判についてBGHによる方向づけを欲する従順な機関として理解されている――そうしてこそ負担軽減が達成され得る――が、こういう構想は憲法が保障する裁判官の独立の原則と対立するものであって、ZPO 148条4項の規定する中止可能性と結び付いて、下級裁判所の弱体化を招きかねないと指摘される[64]。また、早期にBGHの見解を示すことに重点が置かれる結果として、大量紛争の処理に欠かせない事実資料・法律資料にかかる下級裁判所での議論の蓄積あるいは集合知(Schwarmintelligenz)を利用できなくなる難点があるといわれる[65]。ただしこれに対しては、指針裁判は二審級を経た後に、類似の事案を経た後になされるので、そ

---

[62] 主として先決裁定手続を念頭に置いた叙述であるが、*Lerch/Valdini*, a.a.O.（Fn. 8）, S. 422 Rn. 11; *Lerch*, Stellungnahme zum Antrag der CDU/CSU, S. 8 f. Rn. 28. 想定される作用は係属中の手続に対するものにとどまらない。例えば、（目下の）原告の主張した事実関係が被告の責任を基礎づけるに足りないとして請求が棄却されれば、弁護士費用保険者（権利保護保険者）は、新たな知見に基づいて判例を引っ繰り返そうと目論む訴えに資金を提供することに非常に慎重になるであろうと指摘される。

[63] *Gesamtverband der Deutschen Versicherungswirtschaft*, Stellungnahme zum RefE, S. 2.

[64] *Riehm*, a.a.O.（Fn. 45）, S. 949. 下級裁判所が法律問題の解釈について独自の道を採ってBGHの判例から離反すれば、当事者は時間とコストとを費やして上訴を提起する羽目になって不利益を被り得るが、下級裁判所の自主性こそが、判例の可変性を保ち、BGHの判例のさらなる発展につながる刺激を与えることとなるという。

[65] *Lerch/Valdini*, a.a.O.（Fn. 8）, S. 422 Rn. 12; *Lerch*, Stellungnahme zum Antrag der CDU/CSU, S. 9 Rn. 30; *Riehm*, a.a.O.（Fn. 45）, S. 949.

の点は（先決裁定手続に比して）歓迎すべきとする見方もある[66]。いずれにせよ、重要な法律問題に関する判断は相応の検討の上に（機が熟して）はじめて説得力をもって行われ得るとの認識は共通しているといえ、下級裁判所において積み重ねられた種々の考察はいわば指針裁判の質を担保する知恵の源泉として捉えられているとみることができる。

（7）裁判所の負担軽減の限界

指針裁判手続に対しては、そのコンセプトに反し、裁判所の負担軽減にあまり資さないのではないかという見立てが散見される。これは要言すれば、そのために「複数の」「上告」手続の係属が前提とされていることによる。一方では、複数の手続の係属を待たなければ指針裁判手続の指定が――したがって、法律問題についての確実な解明が――できないとなると、BGHの判断の早期化は必ずしも見込めず、また、指定のなされなかった上告手続はどっちみち通常通り終結される必要があるから、その働き方に本質的な変化が生じるとはいい難く[67]、他方では、手続がまずもって（第一審・控訴審を経て）上告審まで来なければならないため、それ以前の段階で当事者が（戦略的に）撤退してしまえば、BGHの判断は依然としてなされないこととなるからである[68]。

（8）指針裁判に至らない可能性

指針裁判手続の指定がされても、指針裁判が実際になされるケースは多くないであろうという指摘も見られる。指定によっていずれにせよBGHの見解が示されるのであれば、当事者は通常、上告取下げ等によって手続をみすみす終了させるような真似はせず、口頭弁論において裁判

---

[66] *Albers*, a.a.O.（Fn. 15）, S. 269.

[67] *Julian Philipp Rapp*, Revision, Kassasion, Final Appeal, Tübingen 2024（以下 *Rapp*, Revision と引用する）, S. 413; *ders.*, Zwischen Wunsch und Wirklichkeit – Das geplante „Leitentscheidungsverfahren beim BGH", ZRP 2024, S. 34（以下 *Rapp*, Leitentscheidungsverfahren と引用する）, 35; *Riehm*, a.a.O.（Fn. 45）, S. 950.

[68] *ADAC*, Stellungnahme zum RefE, S. 1 f.; *Gesamtverband der Deutschen Versicherungswirtschaft*, Stellungnahme zum RefE, S. 2 f.; *Rapp*, Revision, S. 415; *ders.*, Leitentscheidungsverfahren, S. 36.

に内容的に影響を及ぼすよう尽力することとなると見込まれるとの理由による[69]。もっとも、この場合には「上告からの逃走」は生じず、BGHは重要な法律問題について（指針裁判という形式ではないにせよ）見解を示すこととなるので、その意味で、制度の目的は達成されているといえよう[70]。

（9）現行法上の代替策の存在

指針裁判手続をわざわざ設けずとも、実務的には、別の制度によって同様の狙いを達成し得るとしばしばいわれる。BGHとしては、自らの当面の見解を、ZPO 139条――釈明に関する条文である――に基づいて指摘決定（Hinweisbeschluss）[71]の形で詳細に説示したり[72]、傍論において予め（将来のために）明らかにしたりできるし、控訴審としても、ZPO 522条2項2文[73]に基づいて（BGHのものほどの影響力はもたない

---

[69] *Rapp*, Revision, S. 413; *ders.*, Leitentscheidungsverfahren, S. 35; *Riehm*, a.a.O. (Fn. 45), S. 950. ラップはこのことを評して、「〔指針裁判〕手続の利点はどちらかというと事実上の性格のものであろう」という。

[70] この観点では、指針裁判手続の指定の主たる機能は、当事者の処分による上告手続の終了にかかわらずBGHの見解を明らかにできるようにすることというより、上告取下げ等に対する抑止力それ自体にあるともいい得る。実際、後に見るように、最初の指針裁判手続の指定がされた事案では、上告取下げ等はなされなかった（ため、BGHは、口頭弁論を経て、判決で、判断を示した）。

[71] 裁判所の釈明――当面の法的見解の摘示もこれに含まれる――は可及的早期に行い、記録（aktenkundig）する必要があるが（ZPO 139条4項）、その方式に定めはなく、口頭弁論で口頭で実施して調書に記載するほか、指摘決定として言い渡す方式（等）が認められている。Vgl. MüKoZPO/*Fritsche*, 7. Aufl., Bd. 1, München 2025, § 139 Rn. 53 f.; Zöller/*Greger*, a.a.O. (Rn. 43), § 139 Rn. 12a, 13.

[72] VWの排ガス不正事案では、BGHが詳細な指摘決定（*BGH*, Beschluss vom 8. Januar 2019, NJW 2019, 1133）をしたことで、訴訟外で和解が成立し、上告取下げに至ったという事情があるとされる。BGHの2019年2月22日付のプレスリリース（Nr. 22/2019: https://www.bundesgerichtshof.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2019/2019022.html）参照。

[73] ZPO 522条2項2文

控訴裁判所又は裁判長は、当事者に対し、予め、意図する控訴の棄却及び

としても）指摘決定をなし得るからである[74]。ただしこれに対しては、いずれも十分な代替策ではないと述べる向きもある[75]。

5．第１号事案[76]

（１）施行日における指定

上に見たように、どちらかというと冷ややかな評価が目立っている指針裁判手続であるが、BGHは、その活用に積極的な姿勢を見せており、改正法の施行日である2024年10月31日に早くも、フェイスブックの情報漏洩事件[77]にかかる上告手続を指針裁判手続に指定した[78]。対象となっ

それについての理由を指摘し、控訴人に対し、一定の期間内に意見を述べる機会を与えなければならない。

[74] *Lerch*, Stellungnahme zum Antrag der CDU/CSU, S. 5 Rn. 16; *Riehm*, a.a.O. (Rn. 45), S. 949 f.

[75] *Bruns*, Stellungnahme zum Antrag der CDU/CSU, S. 4. レアケースかもしれないが、BGH の見解が未だ示されていない法律問題が上告によって提起され、かつ、指摘決定に先立って上告取下げがなされるような場合には、十分には対処できないであろう。とはいえ、指針裁判手続においても指定は必要であって、かつ、上告に対する答弁の到達後または上告理由の送達の１か月後からしかできないので、それに要する時間は（詳細な）指摘決定に比して短い――それに先立って上告取下げ等がなされる可能性は低い――としても、なお間隙は存在し得る。関連して、*Verbraucherzentrale Bundesverband*, Stellungnahme zum RefE, S. 1 f. は、BGH による最善の事案の選択には一定の時間を要するとの認識の下、懸念の解消のため、上告手続の終了後でも指針裁判（手続の指定）をできるようにすべきという。

[76] 以下の説明は、主として、BGH の２つのプレスリリース――指針裁判手続の指定にかかる2024年10月31日付のもの（Nr. 206/2024: https://www.bundesgerichtshof.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2024/2024206.html）、および、この事案で下された判決にかかる2024年11月18日付のもの（Nr. 218/2024: https://www.bundesgerichtshof.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2024/2024218.html）――による。

[77] 2021年４月に発生した、計106か国、約５億3300万人のフェイスブック・ユーザーの個人情報がインターネット（ダークウェブ）上に流出した事件。ドイツでは „Facebook-Scraping-Komplex“ „Facebook-Scraping-Vorfall“ „Facebook-

たケース（VI ZR 10/24）[79] は、いわゆるスクレイピングによって個人情報（ユーザー ID、氏名、性別、職場）を公開された者（原告）が、フェイスブックを運営するメタ社（被告）に対し、連絡ツールの悪用を防ぐ十分な安全措置を講じていなかったと主張して、EU一般データ保護規則（以下「DSGVO」という）違反を理由として、1）精神的苦痛および自己のデータのコントロールの喪失に基づく無形の損害の賠償[80]、2）被告が原告に対して本件に関する将来のすべての有形・無形の損害を賠償する義務を負うことの確認、3）差止め[81] および情報提供を求めたも

Datenleck“ などと呼ばれている。フェイスブックではユーザーの設定次第で電話番号でプロフィールを検索できるようになっていたところ、何者かがこれを悪用し、連絡先インポート機能を通じてランダムな数列を大量に入力して、電話番号を対応するアカウントに紐づけ、これらのアカウントにかかるデータを不正に取得し、公開したものである。

78) *BGH*, Beschluss vom 31. Oktober 2024, NJW 2024, 3595.

79) BGH のプレスリリースによれば、別の3つのケース（VI ZR 7/24; VI ZR 22/24; VI ZR 186/24）においても口頭弁論が予定されていたが、いずれも上告取下げで終了したとのことである。指定裁判手続の指定はこういう動きを受けてのものであったとみられる。

80) このケースでは、原告は、「適切な金額、ただし少なくとも1000ユーロ」の損害賠償を請求した。ドイツでは、金額を特定しない申立て（unbezifferter Klageantrag）がいかなる場合に可能かは議論があるが、とりわけ慰謝料に関しては、算定・評価の事実的基礎と金額の目安（Größenordnung）――おおよその額または最低額で足りる――とが記載されていれば、具体的な金額は裁判所の裁量に委ねる旨の申立ても許されるとするのが一般的な見解である。Vgl. Stein/*Roth*, Kommentar zur ZPO, 24 Aufl., Bd. 3, Tübingen 2024, § 253 Rn. 50; MüKoZPO/*Becker-Eberhard*, a.a.O.（Rn. 71）, § 253 Rn. 121; Zöller/*Greger*, a.a.O.（Rn. 43）, § 253 Rn. 14, 14a.

81) 差止請求の具体的内容は、やや簡略化すれば、次のようなものである。①被告は、連絡以外の目的によるシステムの使用を防止するための技術水準に応じて可能な安全措置を講じることなく、無権限の第三者が連絡先インポートソフトウェアを介して原告の個人データにアクセスできるようにしてはならない、②被告は、被告の不明瞭かつ不完全な情報によって獲得された同意に基づいて、原告の電話番号を取り扱ってはならない。

のである。第一審[82]は、DSGVO 82条1項[83]に基づいて、250ユーロの損害賠償の限度で原告の請求を認容したが、控訴審[84]は、単なる情報コントロールの喪失では同項にいう無形の損害を認めるに足りず、また、原告はそれ以上に精神的に害された旨を十分具体的に主張していないなどとして、一部訴えを却下し、一部請求を棄却した。

（2）重要な法律問題の内容

BGHは、このケースにかかる上告手続がBGHまたは下級裁判所に係属中の多数の同種の手続[85]にとって重要な次の6つの法律問題を提起しているという。①被告が連絡先インポート機能を実装する際にデフォルト設定を「すべての人（alle）」としたことがDSGVO 82条1項の意味におけるDSGVO違反に当たるか、②スクレイピングされ、個々の被害者の電話番号と紐づけられたデータのコントロールの喪失だけでDSGVO 82条1項の意味における無形の損害を基礎づけ得るか、③②が肯定される場合、損害はいかに計算されるか、④DSGVO 82条1項に基づく損害賠償請求の具体化について何が要求されるか、⑤将来の損害の発生の可能性だけでZPO 256条1項の意味における確認の利益を基礎づけるに足りるか、⑥原告の定立した差止請求はZPO 253条2項2号の特定の要請を満たすか。

（3）判決要旨

このケースでは、結局、上告取下げ等はなされなかったので、BGHは、口頭弁論を経て、判決で、判断を示した[86]。結論は一部破棄差戻し、一

---

82) *LG Bonn*, Urteil vom 29. März 2023 – 13 O 125/22.

83) DSGVO 82条1項
本規則違反により有形又は無形の損害を被った者は、管理者又は処理者に対し、損害賠償請求権を有する。

84) *OLG Köln*, Urteil vom 7. Dezember 2023 – 15 U 67/23.

85) *BGH*, Beschluss vom 31. Oktober 2024, a.a.O.（Fn. 78）によれば、当時、同種の訴訟が、BGH第6民事部に（指針裁判手続に指定されたもののほかに）25件、各地の下級裁判所に計数千件、係属していたとのことである。

86) *BGH*, Urteil vom 18. November 2024, NJW 2025, 298.

部上告棄却である。指針裁判それ自体はなされなかったものの、BGHの解釈は示されたため、所期の目的は達成されたとみることができるであろう[87]。なお、本稿の主たる関心事ではないが、先の６つの法律問題にかかる判示を（便宜上順番を前後させつつ）掻い摘んで述べれば、次のとおりである。

まず、②については、DSGVO 82条１項の意味における無形の損害は単なる(短時間の)データのコントロールの喪失だけで生じ得るもので、当該データの具体的な濫用とか追加の知覚可能な負の結果とかは不要であるとする。そのうえで、④については、無形の損害の賠償を請求する者は、DSGVO違反によって無形の損害に当たる負の結果が自己にもたらされたことを主張する必要があるが、それで足りるという。また、①については、被告がデフォルト設定を「すべての人」としたことはデータ最小化原則（Grundsatz der Datenminimierung）[88] に原則的に適合しないであろうとしつつ、差戻控訴審において、それが検索機能の枠内における電話番号の使用に対する原告の同意によって正当化されるかがさらに審理されるべきとする。そのうえで、③については、DSGVO 82条１項に基づく損害賠償請求権が仮に認められる場合には、本件のようなデータのコントロールの喪失それ自体に対する補償としては、（種々の検討を経て、）ZPO 287条１項[89] によって、100ユーロ程度と算定するのに懸念は存しないという。なお、⑤については、本件の問題は財産上の損害ではなく、絶対的に保護される特別の法益たる情報自己決定権、一般的人格権の侵害に基づく損害なので、確認の利益を認める基準としては、将来の損害の可能性で足り、それ以上の十分な蓋然性は不要である

---

87) 指針裁判手続の指定が「上告からの逃走」を思いとどまらせたと言っても過言ではないであろう。

88) DSGVO ５条１項ｃに規定される、個人データの取扱いは目的適合的で、目的にとって重要で、かつ、目的の範囲に制限されなければならない、という原則をいう。

89) ZPO 287条１項

損害の発生及び損害又は補償されるべき利益の額について当事者間に争いがある場合には、裁判所は、自由な心証により、全ての事情を評価して、これについて裁判する。〔以下略〕

とする。⑥については、差止請求の特定としては、具体的な違反行動または違反形態が対象として摘示され、そのどの要素に権利侵害したがって差止命令の基礎および結節点があるかが申立てから明確に認識できれば足りるなどとして、結論として、一部は特定の要請を満たすが、一部は満たさないという[90]。

Ⅲ．検討

1．指針裁判手続の構想と当事者の処分権

指針裁判手続は、同種の事案に広く妥当し得る法律判断について早期にBGHの見解を示して大量手続の処理の方向づけを図るものであって、ここでの上告審の役割を、下級裁判所の手続の中止可能性と結び付いて、集団的紛争における法形成および法統一に見いだしているといえる[91]。そこにおいては、具体的な事案に捉われない、射程の広い（抽象的な）判断が目指されていて、そのために、当事者の意思による処分にもかかわらず、BGHが重要な法律問題について裁判できることとされているのである。

このことと当事者の処分権とはどういう関係に立つのであろうか。確かに、指針裁判手続の指定があっても、当事者は変わらず自らの意思で上告を終了させることができるし、その後に下される指針裁判は終了した手続に対しては何らの効力ももたない。その意味で、訴訟の終了の権能は依然として当事者に留保されているといえる。当事者が訴訟の続行を（間接的に促される面はあっても[92]）意に反して強いられるわけではない。しかしながら、当事者の意思に基づく選択によって裁判所の（実

---

[90] 前注81）に挙げた２つの請求のうち、②は特定の要請を満たすが、①は満たさないとされた。

[91] *Bettina Rentsch*, Kollektive Rechtserkenntnis oder Revision „light“?, ZRP 2023, S. 135, 137; *Podszun/Weber*, Die Ziele des Zivilprozesses und seine Reform, ZZP 137 (2024) S. 71, 87.

[92] Ⅱ　4（8）参照。

質的な）裁判そのものを阻止できるという、従前の規律の下で副次的にせよ生じていた帰結はもはや保障の限りではなくなった。理論的には、具体的な訴訟物の存否に関する判断とそれに影響しない範囲での（抽象的な）法律問題に関する判断とは区別され得、これまでは両者が一体化していたとしても、処分権主義の範疇に属するのは前者にとどまるとの説明が可能であろうか[93) 94)]。しかしとはいえ、指針裁判手続において、訴訟物について判断するのに必要な限りで法律問題について判断するという連関が断ち切られているのは間違いない。今般の改正はここまでで踏みとどまった――という表現が適切かは疑義があり得る――が、こうした傾向に鑑みるに、今後、先決裁定手続の導入等によって、BGHの判断の抽象化が進むのは時間の問題かもしれない[95)]。

いずれにせよ、指針裁判手続の導入によって、従前はもっぱら当事者に留保されていた、BGHの判断の対象となるべき事案の選択の権限は、

---

93) *Dieter Hettenbach*, Das neue Leitentscheidungsverfahren, WM 2025, S. 9, 12 は、指針裁判手続の指定があっても当事者は具体的な手続の支配者には変わりなく、上告審がいついかなる法律問題について意見を述べ得るかに対する影響力を失うにすぎないという。これに対して、*Rapp*, Revision, S. 394; *ders.*, Leitentscheidungsverfahren, S. 34 は、（上告取下げ等による）BGH の裁判の回避は処分権主義によって付与された訴訟上の権能の正当な行使であるとみる。

94) 指針裁判手続の指定に際して当事者に法的審問を保障すべき旨の規定は特に置かれていないこと、また、指針裁判は終了した上告手続には何ら影響しないとされていることからして、立法者としては、指針裁判手続によって処分権主義が変容を被るわけではないという理解に立っているものとみられる。Vgl. *Bundesrechtsanwaltskammer*, Stellungnahme zum RefE, S. 5.

95) そもそもの上告審の役割が（今日の）ドイツでは法形成・法統一に傾斜している――ZPO 543条２項は上告が許可されるべき場合として、事件が原理的意義を有する場合および上告審の裁判が法形成または判例の統一の確保に資する場合を挙げる――が、その判断は、広汎な射程をもつこととなるとしても、通常、具体的な上告手続に対する裁判の形でなされるので、その意味で、なお個別のケースに繋留されていると評し得る。これに対して、指針裁判手続は、（実際には事実関係を完全には捨象できないとしても、）具体的な上告手続の終了とは無関係に法律判断について判断しようとするものであって、守備範囲は限定的であるものの、それがもたらすインパクトは軽視できないように思われる。

一部裁判所に移行することとなった。これは（今後の趨勢が決してしまうのを避けたい、時間を稼ぎたいといった）いわば濫用的な「上告からの逃走」に効果的に対応するには有用な規律であろう。しかし、論者の指摘にあったように[96]、当事者がBGHの裁判を求めないのは、不十分な資料に基づいて影響力ある（誤った）判断がなされるのを避けたいからかもしれない[97]。当事者において基礎となるべき事実関係等が十分に解明されていないと考えるに至ったのに、BGHが（ともすると拙速に）指定をしてしまうのは、他の多数の手続にとって有害であり得る。かくして、当事者の自由に一定の歯止めをかけることとしたのは賢明であるとしても、必ずしも事情に通暁しないBGHとしては、必要に応じて任意に意見を聴くなどしつつ、どのタイミングで、どの手続を対象として、指定をするかを慎重に吟味すべきこととなろう[98]。

2．指針裁判の（事実的）効力と手続保障

先述のとおり、指針裁判には、法的な拘束力はない。もっとも、裁判所の負担軽減との狙いに鑑みれば、下級裁判所は、BGHの明らかにした見解に基本的に従うこととなると想定されていると解される。法的な拘束力はないとしながら追随を当然かのように予定するのはアンビヴァレントな感もあるものの、現象としては、相当の事実的効力が背後に控

---

96) Ⅱ 4（5）参照。

97) 上告まで提起した後に翻意してBGHの判断を回避ないし阻止しようとする当事者に保護に値する利益があるかは微妙かもしれず、この観点では、（特に先決裁定手続に比して、）指針裁判手続にかかる懸念は大きくないともいい得るように思われるが、指針裁判によって（不利に）影響を受け得る第三者――同種の利害関係人――の存在まで考慮すれば、基礎となるべき資料が揃っていない段階で指定を（しようと）するのはいずれにせよ妥当でないであろう。

98) Zöller/*Feskorn*, a.a.O.（Fn. 43）, § 552b Rn. 5は、当事者の意見聴取は必要ではないが場合によっては有益であるとする。このような視角の導入は、結果として、下級裁判所における議論の蓄積に（も）大きな意味を見いだす契機となり得、それはひいては、次に見る第三者の手続保障を大なり小なり手厚くする方向に作用すると考えられる。

えていると理解することができる[99]。ここを捉えて規律として不徹底・不明確であるとの批判は固より可能であるが[100]、立法者の意図としては、裁判官の独立あるいは法的審問請求権との整合性に配慮しつつ、マイルドな解決を試みたということであろう。実際、指針裁判手続の指定がなされても上告取下げ等がなされずに（通常通り）理由を付した判決が言い渡される場合はあるのであって、そこでは法的な拘束力は生じないとすると、指針裁判に限ってそういう特別の効力を認めるのはバランスを欠くように思われる。下級裁判所にとっては事実上従うしかないものと映る可能性は否定できないが、多くの場合、BGHの見解という寄る辺――免罪符ともいい得ようか――が与えられるのは歓迎すべきことで、それに依拠することに特に抵抗は覚えないのではなかろうか[101]。

しかしながら、下級裁判所がBGHの見解を踏襲する想定だとすると、指針裁判によって同種の事案（にかかる後の訴訟）の決着が付いてしまうと言っても強ち過言ではない。そしてそのような指導的な位置づけに鑑みれば、指摘されているように[102]、法的な拘束力はないという形式的な理由でもって手続保障を不問に付すことはできず、指針裁判によって不利益を被り得る第三者の存在を考慮して、一定の保護（の可能性）が要請されると考えられる。裁判官による法形成一般に当てはまり得る話であるが、そこにおいては、第三者あるいは社会に対する広汎な影響に

---

[99] *Verbraucherzentrale Bundesverband*, Stellungnahme zum RefE, S. 2 は、指針裁判は実務上「相当の事実上の拘束力（erhebliche faktische Bindungswirkung）」を発揮するといい、Zöller/*Feskorn*, a.a.O.（Fn. 43）, § 565 Rn. 7 は、指針裁判は「事実上の手本たる性格（faktischer Leitbildcharakter）」を有するという。また、*Riehm*, a.a.O.（Fn. 45）, S. 948は、指針裁判によって論証責任の事実上の移転（faktische Verschiebung der Argumentationslast）が生じることとなるとする。

[100] Ⅱ 4（3）参照。

[101] *Podszun/Weber*, a.a.O.（Fn. 91）, S. 88は、「裁判所としては、BGH を拠り所とし、また、手続を差し当たり中止できるように、指針裁判手続との類似性を寛大に承認する動機が存在する」と述べる。同旨のものとして、*Riehm*, a.a.O.（Fn. 45）, S. 950. 指針裁判手続の導入経緯からしても、下級裁判所は概して、BGH の見解が明らかにされることをポジティヴに捉えていると解される。

[102] Ⅱ 4（4）参照。

照らしつつ、そのための資料の収集・探索を独り当事者に任せるのは耐え難いとの認識の下、比較法の見地をも踏まえつつ、弁論主義の排除（職権探知主義の採用）、利害関係人の参加の許容、アミカス・キュリエの導入などといった方策が多角的に議論されているところである[103]。

指針裁判がなされる段においては、具体的な上告手続は当事者の処分によって終了しているので、その訴訟追行を通した利害関係人の利益代表（の擬制）を語るのは困難であろう。指針裁判に際しては口頭弁論は開かれない想定なので（ZPO 565条１項２文）、BGHがどれほど独自の調査を行う（ことができる）かは判然とせず、利害関係を有する第三者による意見提出の機会も保障の限りではない。結果として、射程の広い判断が予定される一方で、そのための資料の調達の手段は自ずと限定的なものにとどまると解され、手続保障に関して憂慮される部分は決して小さくない。

この文脈では、下級裁判所の集合知の重要性の指摘[104]が示唆に富む。手続保障の見地から見れば、これは、従前の手続を通して得られた（指針裁判の基礎となるべき）事実的・法的知見の集積をもってBGHの判断の妥当性を高めることで、第三者との関係での（不利な）影響を正当化しようとする試みとして理解できる。条文上、指針裁判手続の指定に際してそうした考慮が明示的に要求されているわけではなく、その意味で、実務の運用に委ねられるところが大きいが[105]、指針裁判が第一審・控訴審を経たうえで（上告審で）なされるものであるとともに、BGHへの複数の上告手続の係属を前提としている――最低でも２審級×２手続＝４審級での検討の歴史が存在する――という事情は、BGHの利用し得る資料を相対的に豊かにし、多種多様な利害の衡量の下に（より説得力ある）判断を下すのに一役買うこととなろう。しかしこのことをもって、第三者の利益が当然に考慮されているとして、手続保障として十分

---

103) その詳細について、vgl. *Maultzsch*, a.a.O. (Fn. 9), S. 392 ff.

104) Ⅱ ４（６）参照。

105) 現実には、BGHとしても、判断材料が必ずしも十分に出揃っていない（とみられる）段階において指針裁判（手続の指定）をすることには、相当慎重にならざるを得ないと考えられる。

であるとみるのは、下級裁判所での検討の濃度にはバラつきがあり得ることに鑑みるに、いささか乱暴かもしれない。制度の実効性を損なわないよう留意しながら、さらなる手続保障の拡充の在り方を探っていくのが今後の課題になるように思われる[106]。

3．想定される負担軽減の程度

指針裁判手続は、しばしば論難されるように[107]、上告が提起された機に確実に判断を行えるようにするものにすぎないので、手続がそこまで上がって来ない限りは使えない。そのため、上告の提起後の上告取下げ等には対応できても、例えば、控訴審の段階で控訴取下げ等がなされれば、もはやBGHの出る幕はない[108]。そういう事態にまで対処するには、先決裁定手続の導入や飛越上告の拡充といった手当てが必要になるが、今般の改正はそこまでは踏み込まず、上告審へのショートカットは設けなかった。具体的なケースをBGHによる法律問題の解明のきっかけに貶めず、伝統的な審級制度の枠をひとまず維持しているとの評価が可能であるが、反面、上告前に撤退することでBGHの判断を免れる余地は残ることとなった。いささか皮肉めいた見方をすれば、指針裁判手続の導入は、その本来の狙いとは異なり、せいぜい控訴審までで打止めとする形での「上告からの逃走」を促す結果に終わるおそれもないではなかろう[109]。上記の間隙あるいは抜け穴の存在がそういう実務の動きにつながらないか、注視が必要なように思われる[110]。

---

106) その際には、深謀遠慮の下に判断を下そうとすればするほど、事案・議論の蓄積を待たねばならず、BGH の見解を早期に示して負担軽減を図るという目的に資するところが小さくなると解されることに留意する必要があろう。

107) Ⅱ 4（7）参照。

108) *ADAC*, Stellungnahme zum RefE, S. 1 f. によれば、VW の排ガス不正事案では、訴訟戦略上の理由に基づく BGH の判断の回避が控訴審の段階ですでに幅広く行われていたとされる。

109) *Rapp*, Revision, S. 413; *ders.*, Leitentscheidungsverfahren, S. 35は、指針裁判手続を単独で導入しても「上告からの逃走」の時期が前倒しされるだけだとみる。

110) ただし、そういう現象が観察されたとして、先決裁定手続のような制度の

上告前の撤退が生じなかったとして、裁判所の負担はどれほど軽減され得るであろうか。論者のいうように[111]、指針裁判手続の指定それ自体が多かれ少なかれ上告取下げ等を思いとどまらせる面がありそうであり、そうでなくても、BGHは法律問題について熟慮のうえで判断を下さなければならないことに変わりはない。その意味で、（そもそも制度の本来の目的ではないのではないかという疑問はさておき、）BGHの次元で大きな変化が生じるとは考えにくい。しかしそうしてひとたび判断が示されれば、下級裁判所としては、事実認定はいずれにせよ行わなければならないものの[112]、法律問題については（今や明らかになった）BGHの見解に依拠できるので、その点で手間が省けることとなる[113]。また、利害関係人の側で（自主的に）BGHの見解を前提として行動――訴え／上訴を取り下げたり、和解したり、そもそも訴え提起を控えたり――してくれれば、より大幅な時間・コストの節減がもたらされることとなる[114]。実際、少なくない場合にそうなるという予測が可能であるよ

導入に踏み切る（べき）かは別論である。先に見たように、具体的な争訟の解決から離れた抽象的な法形成の志向は、前者を後者の単なる手段として扱うリスクを孕み、この傾向は、指針裁判手続にも況して、先決裁定手続で顕著になる。目下の議論状況を見る限り、そうした方向に（さらに）歩を進めることに対しては、反対も少なくないと予想される（Ⅱ 4（1）参照）。

111) Ⅱ 4（8）参照。

112) 現実にはここでも、事実認定の有する事実的効力――証明効――が重要な役割を果たす可能性があるが、指針裁判（手続）においてそういう効力が意図されているわけではない。

113) それとともに、当該法律問題については、爾後、新たに解明の必要が生じない限り、原理的な重要性が否定されることとなり、控訴裁判所がそれに違背する判断をする場合は別として、（控訴裁判所の判決あるいは不許可に対する抗告に対するBGHの決定において、）上告許可事由として原則として考慮されなくなると解される。Vgl. *Guido Toussaint*, Anmerkung zu BGH, Beschluss vom 31. Oktober 2024 – VI ZR 10/24: Bestimmung eines Leitentscheidungsverfahrens (§ 552b ZPO), FD-ZVR 2024, 824428 (Beck-Online).

114) BGHの見解が示されればこれに反する判断は基本的になされないであろうという予測が成り立つとすると、それによって不利に立たされる利害関係人は、事情変更等の新たな材料を提示できるのでない限り、敗訴を免れないこと

うに思われ、指針裁判の最大の効用はここにあるともいい得るであろう。もっともこれは、取りも直さず、BGHの判断の事実的効力ないし事実上の権威の現れにほかならない。それが観察される蓋然性が高まるほど、あるいは、現に観察されるほど、手続に関与しない第三者が（事実的とはいえ）不利な影響を受けることを（いかに）正当化し得るかが重要な関心事として浮かび上がり、先に見た手続保障の問題がいっそうアクチュアリティをもつこととなろう。

4．対象になる法律問題の範囲

理論的には、指針裁判手続で採り上げるに適切な「法律問題」の範囲を問題とし得る。事実関係を捨象して法律問題に照射することに批判があったが、一口に法律問題といっても、その中には、事実関係から切り離して論じ得るものとそうでないものとが混在しているように思われる。法規（に準ずるもの）の解釈基準の定立とか考慮要素の提示とかは事実関係を離れて行うことができよう――それゆえに指針裁判手続の対象とするのに支障はなかろう――が、法の適用は、性質上、常に具体的な事実関係を前提とするので、抽象的には論じにくい。実際、指摘されているように[115]、とりわけ不特定概念／規範的要件に関しては、指針裁判手続に指定された事案（限り）の事実関係に基づいて、広汎な射程をもつべき評価をすることに正当性があるかは多分に疑わしいように思われる。例えば、「被告の行為に過失が認められるか」といった問題を採り上げて、同様の行為によって損害を被った（と主張する）者にまで、その判断を通用せしめるのは基本的には困難であろう。それはもっぱら、当該ケースにおける当てはめの域を出ていないように思われ、仮にそうでないといい得るとしても、少なくとも、事実認定に関して、その（いっそうの）正確性を担保する手立てが講じられなければ、第三者との関係

となろうから、訴訟の場で（引き続き）戦うより、手を引いた（うえで場合によっては訴訟外で解決を図る）方が、当人の納得感の問題はともかくとして、時間・コストに関しては優れた選択であると評し得る。

115) Ⅱ 4（2）参照。

での妥当は正当化できないのではなかろうか[116]。

これに対して、個別の事案における判断を通して、あるべき法の適用ないし不特定概念／規範的要件の解釈の在り方を示すことで、他の手続に道標を与えるのは不可能ではないと解される。上記の例について言えば、そこでの過失の判断を、同種の事案にそのまま行き渡らせ得るものとしてではなく、その基準の明確化に資する（にとどまる）ものとして捉える――そしてそれによって、今般のケースと将来のケースとの間に本質的な同一性が認められる限りで同様の評価をすべきという形での作用を想定する――のである。このように解する場合には、その（指針）裁判は、単なる事案限りの当てはめを超えて、同種の事実関係の下での過失の判断一般について採るべき方向性を示すものとして把握され得ることとなろう。

先のフェイスブックのスクレイピング事件は、こうした問題について考えるうえで好例である。そこにおいては、重要な法律問題として、「①被告が連絡先インポート機能を実装する際にデフォルト設定を『すべての人（alle）』としたことがDSGVO 82条１項の意味におけるDSGVO違反に当たるか」「⑥原告の差止請求はZPO 253条２項２号の特定の要請を満たすか」が挙げられている。これらは愚直に見れば、当事者限りの話であって、指針裁判手続に相応しくないように思われなくもない。しかしながら、問題の被告の行為によって被害を受けた（と主張する）者が多数存在していて、かつ、同種の事案で同様の請求がなされていたという事情に照らせば[117]、上記の法律問題に対する判断は、それらにおける被告の行為の違法性または原告の請求の適法性の判断の行く末を占う意味をももつものとみることができる。問いの立て方には一考の余地が

---

116) 事実認定の正確性に後に疑いが生じれば指針裁判は意義を失うだけであるという立論はあり得るが、そういう可能性が当然に織り込まれているようでは道標とするに不適格ではなかろうか。実際問題としても、後の訴訟において事実認定の誤りが主張されれば（常に）再検証を余儀なくされるとなると、裁判所の負担は特に軽減されず、指針裁判をする意味が大きく損なわれかねない難点があるように思われる。

117) 前注79）に掲げた別の３つのケースのいずれにおいても、原告は被告に対し、前注81）に掲げたのと同様の差止めを求めていた。

ありそうであるが[118]、このように考えれば、当該事案プロパーの判断のように一見映るにもかかわらず、その裁判は、なお「他の多数の手続にとって重要」なものと位置づけられ得るように思われる。

Ⅳ．おわりに

同種の訴訟の大量の提起・係属は、訴訟法上容認されていることとはいえ、司法資源の配分を歪ませ得る事態であって、利用可能なリソースには限りがあることからして、それへの適切な対処は司法の健全な運営の不可欠の前提になる。とどまるところを知らない大量手続をいかに効率的に解決あるいは処理するか。ドイツにおいて指針裁判手続でもって企図されたのは、当事者の処分にかかわらずBGHが重要な法律問題について見解を示せるようにして、最上級審レベルの判断を可及的に早期にもたらし、それに沿って他の訴訟をスムーズに裁いていく方向性であった。目下の議論状況を見る限り、先行きは必ずしも明るくなく、課題山積の様相を呈しているが、構想としては興味深いものをもっているように思われる。今後の運用（の工夫）によって実り多き制度になっていくことを期待しつつ、筆を擱くこととしたい。

＊　本稿は、ボン大学ドイツ・国際民事手続法講座における在外研究の成果の１つである。筆者を客員研究員として快く受け入れ、快適な研究環境を提供するとともに、貴重な示唆を与えてくださったモーリッツ・ブリンクマン教授、および、筆者の研究を多面に亘り支えてくださった講座のスタッフの皆さんに心より感謝申し上げる。

[118] ①については、別の手続においても被告の同一の行為の違法性が問題になると考えられることからして、こうした定式化に特段の問題はないといい得ようが、⑥については、別の手続においては別の被害者（と主張する者）が原告となると考えられることからして、本文のような位置づけが可能であっても、「原告の定立したような差止請求は……特定の要請を満たすか」などと定式化した方が適切であったように思われる。

Dieser Aufsatz ist eines der Ergebnisse meines Forschungsaufenthalts am Institut für deutsches und internationales Zivilverfahrensrecht der Universität Bonn. Mein besonderer Dank gilt Herrn Professor Dr. Moritz Brinkmann, der mich bereitwillig als Gastwissenschaftler aufgenommen, mir eine angenehme Forschungsumgebung geboten und mir wertvolle Anregungen gegeben hat. Ebenso möchte ich allen Mitarbeiterinnen und Mitarbeitern seines Lehrstuhls herzlich danken, die meine Forschung in vielerlei Hinsicht unterstützt haben.

【付記 1】

本研究は、JSPS科研費（課題番号：22K01246）、公益財団法人末延財団在外研究支援奨学生事業およびフンボルト研究奨学金の助成を受けたものである。

【付記 2】

校正段階で、注24）および29）に掲げたURLの変更が確認された。それぞれ下記のアーカイブを参照いただければ幸いである。

注24）：https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2023/kw19-pa-recht-massenverfahren-945422

注29）：https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2023/kw50-pa-recht-leitentscheidung-981406